

# オンラインショッピングサービス 利用約款

## 第1条（本約款の適用）

1. 本約款は、当社が〇〇サイト（以下、「当サイト」という）上で提供するオンラインショッピングサービス（以下、「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。本約款は、本サービスの利用者様（以下「利用者」という）と当社との間の本サービスの利用契約（以下、「本契約」という）及び本サービスを利用した商品等の売買等に関する契約（以下、「個別契約」という）その他の全ての関係について適用されます。
2. 本約款の定めが個別契約の定めと矛盾又は抵触する場合には、個別契約において特段の定めがない限り、個別契約の定めが優先して適用されます。

## 第2条（約款の変更）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本約款の変更により変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に利用者と合意することなく本約款の内容を変更できます。この場合、代金の支払その他の条件は変更後の本約款によります。

- (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本約款の変更が契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

## 第3条（利用登録及びID・パスワードの管理、退会）

1. 本サービスの利用を希望するお客様（以下、「利用希望者」という）は、本約款に同意のうえ、当社が定める方法によって本サービスの利用登録を当社に申請します。当社は、当社の裁量により当該利用登録を承認するか否かを決定します。当社が当該利用登録を承認する旨を当該利用希望者に通知することにより利用登録が完了します。
2. 当社は、前項により利用登録が完了した利用者に対し本サービスのユーザーIDと仮パスワードを付与します。利用者は速やかに仮パスワードを本パスワードに変更します。
3. 利用者は、ユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与し、若しくは第三者と共用することはできません。当社は、登録されたユーザーIDとパスワードの組み合わせで本サービスにログインされた場合、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、当該ユーザーIDを登録している利用者自身による利用として扱い、利用者以外の第三者により本サービスの利用によって生じた損害について当社はいかなる責任も負いません。
4. 利用者は、当社が定める手続により、いつでも本サービスから退会できます。

## 第4条（個別契約の成立）

1. 利用者が本サービス上で提供される商品、サービス等（以下、総称して「商品等」という）の申込サイトから購入申込を行い、当該申込に対し当社が承諾する旨の通知を

利用者に発することにより当該商品等の売買等にかかる個別契約が成立します。

2. 当社は、以下の場合には、利用者による申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 利用登録又は申込フォームに虚偽の事実を記載したことが判明したとき
  - (2) 利用者が別途当社及び利用者との間で本約款に基づき締結された契約に係る代金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき
  - (3) 当社の業務遂行上支障があるとき
  - (4) その他当社が不適當であると判断したとき

#### 第5条（引渡し及び所有権留保）

1. 商品等は、個別契約の成立後、申込サイトに記載の時期又は当社が利用者に対して通知した時期に当社から利用者に引き渡されます。
2. 商品の所有権は、商品の代金が完済されるまで、当社に留保されます。なお、写真、動画、音楽、プログラムその他のコンテンツ（以下、「コンテンツという」については、その使用权のみ利用者に提供されます。

#### 第6条（代金及び支払方法）

1. 商品等の代金額は、申込時に申込サイトに表示したとおりです。
2. 利用者は、商品等の代金を申込サイトに表示された方法により当社に支払います。

#### 第7条（登録事項の変更）

利用者は、利用登録時に当社に届け出た氏名又は名称、住所、連絡先その他の事項を変更した場合には、速やかに登録変更の手続きを行います。かかる手続きを怠ったことにより当社からの通知等が延着又は不着となったときは、当社は通常到達すべき時に到達したものとみなすことができます。

#### 第8条（知的財産権）

本サービスによって提供されるコンテンツにかかる著作権、産業財産権その他の知的財産権は当社及びコンテンツ提供者等の正当な権利者に帰属し、利用者はその使用权のみ取得します。利用者は正当な権利者の事前の許諾を得ることなくコンテンツを無断で複製、転載、改変し、あるいは改変したものの利用を行うことはできません。

#### 第9条（禁止行為）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪に関連する行為
- (3) 本サービス又は商品等にかかる著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (4) 当社が管理するサーバー又はネットワークの機能を破壊し又は妨害する行為
- (5) 不正アクセスその他当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者にかかる個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (7) 他の利用者に成りすます行為
- (8) その他当社が不適切な行為と指摘した行為

## 第 10 条（利用制限及び登録抹消）

1. 当社は、利用者が以下のいずれかに該当する場合、当該利用者に対し本サービスの提供の全部又は一部の利用を制限し又はその利用登録を抹消することができます。
  - (1) 本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) 代金等の当社に対する支払債務に不履行があった場合
  - (4) 当社からの連絡に対して、相当期間内に返答がない場合
  - (5) 本サービスについて最後の利用から一定期間内の利用がない場合
  - (6) その他当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 当社は、前項に基づき当社が行った行為により利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第 11 条（期限の利益喪失等）

1. 利用者に以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、利用者は個別契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければなりません。
  - (1) 代金の支払を遅滞し、当社が相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず当該期間内に支払わないとき
  - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - (3) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
  - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
  - (5) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止もしくは変更又は解散を決議したとき
2. 当社は、利用者が前項各号のいずれかに該当する場合には、何ら催告なく、直ちに個別契約を解除することができます。

## 第 12 条（遅延損害金）

1. 利用者が代金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払完済に至るまでの法定利率の割合による遅延損害金を当社に支払います。
2. 利用者は期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日から完済に至るまでの代金残額その他の金銭債務に対する法定利率の割合による遅延損害金を当社に支払います。

## 第 13 条（本サービスの停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断したときは、利用者に事前の通知をすることなく本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができます。
  - (1) 本サービスを構成するコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
  - (2) 地震等の天災、火災などの不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
  - (3) コンピュータ又は通信回線等が事故、障害等により停止した場合
  - (4) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

2. 当社は、本サービスの提供の停止又は中断により、利用者又は第三者が被った損害についてその理由を問わず一切の責任を負いません。

#### 第14条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本サービス又は商品等に事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、特定目的への適合性などの欠陥、エラー、権利侵害等を含む）がないことを保証しません。
2. 当社は、本サービス又は商品等によって生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。但し、個別契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合にはこの免責条項は適用されず、当社は当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、通常且つ直接の損害の範囲内で賠償責任を負います。

#### 第15条（反社会的勢力の排除等）

1. 当社は、利用者（利用者が法人・団体の場合、役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず本契約及び個別契約を解除できます。
2. 当社が前項の規定により本契約及び個別契約を解除した場合には、利用者に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により当社に損害が生じたときは、利用者はその損害を当社に対して賠償します。

#### 第16条（譲渡禁止）

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び個別契約上の地位又は本契約及び個別契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡、継承させ又は担保に供してはなりません。

#### 第17条（準拠法・合意管轄）

本契約及び個別契約の準拠法は日本法とします。本契約又は個別契約に関連して生じた一切の紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は、20●●年●●月●●日から適用します。